

(2文科初第1700号)  
令和3年2月15日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

### 教科用図書検定規則実施細則別紙様式第5-1号等の 記入要領等について（通知）

教科用図書検定規則実施細則（令和3年2月12日一部改正）の別紙様式第5-1号等の記入要領については別添1のとおりとし、検定における申請図書等の電磁的記録の取扱いについての取扱要領については別添2のとおりとしますので通知します。

なお、下記の通知については本通知をもって廃止します。

#### 記

- 「編修趣意書の更新及び提出について」（平成29年11月7日付け初等中等教育局長通知）
- 「著作編修関係者名簿の更新及び提出について」（平成29年11月15日付け初等中等教育局長通知）
- 「外国語（英語）音声の取扱いについて」（平成30年11月22日付け初等中等教育局長通知）
- 「添付書類の電磁的記録の提出について」（平成30年11月22日付け初等中等教育局長通知）
- 「教科用図書の検定申請予定調書に基づく申請図書番号について（通知）」（平成30年11月22日付け教科書課長通知）
- 「学習上の参考に供するために教科書に掲載したウェブページのアドレ

ス等の訂正等に係る取扱いについて（通知）」（令和元年 8 月 5 日付け教科書課長通知）

（添付書類）

- （別添 1） 教科用図書検定規則実施細則別紙様式第 5 - 1 号等の記入要領
- （別添 2） 検定における申請書等の電磁的記録の取扱いについて（取扱要領）

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局教科書課

TEL：03-5253-4111

（別添 1 に関する事 検定調査第二係（内線2943））

（別添 2 に関する事 教科書情報係（内線3288））

（別添 2 別紙に関する事 調査係（内線2413））

(別添1)

## 教科用図書検定規則実施細則別紙様式第5 - 1号等の記入要領

### 1. 別紙様式第5 - 1号, 第5 - 2号及び第5 - 3号<編修趣意書>

#### (1) 申請書類

- ① 使用する色はスミ一色（白黒）とする（カラーは不可）。
- ② 編修趣意書の様式のうち（備考）の記載は、いずれの様式においても削除する。ただし、別紙様式第5 - 3号（発展的な学習内容の記述）の（備考）4の「類型」欄に記入する記号に関する説明については、削除しないこと。
- ③ 別紙様式第5 - 1号（教育基本法との対照表）の「1. 編修の基本方針」以下、及び別紙様式第5 - 2号（学習指導要領との対照表、配当授業時数表）の「1. 編修上特に意を用いた点や特色」以下の外枠線は、記入しなくても差し支えない。
- ④ 編修趣意書は、小学校及び中学校は受理単位ごと（ただし、「学年ごとに分冊とする」とされている受理種目は分冊ごと）、高等学校は受理種目ごとに作成すること。

#### (2) 検定決定通知後の更新

- ① 受理番号, 発行者の番号・略称, 教科書の記号・番号, 教科書名を記入する。
- ② 見本と整合させること。具体的には、検定決定された内容と齟齬のある箇所や、誤字・脱字等の記述の誤りについて修正する。
- ③ ページ数及びファイル容量の上限を超えないよう、分量を調整すること。その際、分量を調整するための文章や図表の修正は差し支えない。
- ④ 上記に示した事項以外の修正（表記や体裁の変更、文章や図表の追加変更等）は認めない。
- ⑤ 検定決定後、見本提出前に提出する訂正申請の内容を編修趣意書に記述することは避けること。

2. 別紙様式第10号別紙①及び別紙②<不合格理由に対する反論書>

(1) 別紙様式第10号別紙①

- ① 「受理番号」の欄には、申請図書 of 受理番号を記入する。
- ② 「番号」、「指摘箇所」及び「指摘事項」の欄には、反論を行おうとする箇所について、検定審査不合格理由書に記載されているそれぞれの記載事項を記入する。
- ③ 「反論」の欄には、検定審査不合格理由書に記載された「指摘事由」を踏まえた上で、反論の内容を具体的に記入する。

(2) 別紙様式第10号別紙②

- ① 「受理番号」の欄には、申請図書 of 受理番号を記入する。
- ② 「教科用図書検定規則第7条第2項の規定による検定審査不合格理由に対する反論」の欄には、検定審査不合格理由書に記載された「検定審査不合格理由」を踏まえた上で、反論の内容を具体的に記入する。

3. 別紙様式第12号別紙<検定意見に対する意見申立書>

- ① 「受理番号」の欄には、申請図書 of 受理番号を記入する。
- ② 「番号」、「指摘箇所」及び「指摘事項」の欄には、意見の申立てを行おうとする箇所について、検定意見書に記載されているそれぞれの記載事項を記入する。
- ③ 「意見」の欄には、検定意見書に記載された「指摘事由」を踏まえた上で、申し立てる意見の内容を具体的に記入する。

4. 別紙様式第16号別紙<検定済図書の訂正申請書>

(1) 申請書類

- ① 「番号」の欄には、訂正箇所ごとに一連の箇所番号を記入する。
- ② 「訂正箇所」の欄には、訂正を行う箇所のページ数字及び行数字を記入する。
- ③ 「原文」及び「訂正文」の欄の記入方法は下記による。
  - (ア) 原文と訂正文を対照して訂正内容が容易に判別できるよう、原文及び訂正文の訂正部分に下線を施すなどする。

- (イ) 原文は、検定済図書の当該箇所をコピーしたもので差し支えない。
- (ウ) 訂正文は、図、写真等の訂正については、「訂正文」の欄に本刷り若しくはこれに準ずるもの又はこれらのコピー（別紙様式第16号別紙に直接印刷したものを含む。）を添付する。
- ④ 「訂正理由」の欄には、規則第14条第1項又は第2項に該当することとなる理由を記入する。その際、学習上の支障がある場合又は変更を行うことが適切な体裁がある場合など訂正理由を具体的に示す必要のある訂正については、それぞれその支障の内容又は体裁の変更などを行うことが適切な理由を括弧書きで示すこと。また、統計資料の更新による訂正において、併せて資料の出典を変更する場合には、その理由を付記すること。必要に応じ、当該訂正理由の説明に必要な資料を提出すること。（⑤及び5. 別紙様式第17号別紙の記入要領⑥において同じ。）
- ⑤ 規則第14条第2項の統計資料の更新について、次年度供給本から更新しようとするときは、その旨を「訂正理由」の欄に括弧書きで記入する。
- ⑥ 原文と訂正文を一葉で示すことが難しい場合は、原文と訂正文を別葉にすること又は更に別紙を添付することも差し支えない。この場合の別紙の判型は、日本産業規格A列4番又はA列3番とし、図書の記号・番号を右上に付すこと。
- (2) 訂正本の作成要領
- ① 文字の訂正については、必要に応じて訂正箇所を赤色で囲み下線などを施し、訂正後の内容をワードプロセッサ等で印字した別紙を小口に添付する。ただし、訂正が1行程度以下のときは、別紙を添付せず図書に直接赤色で手書きしても差し支えない。
- ② 国語科（書写）、芸術科（書道）などにおける手書きによる文字や、図、写真等の訂正については、訂正箇所に赤色で囲みなどを施し、本刷り又はこれに準ずるものを小口又は訂正箇所に添付する。ただ

し、図版中の一部を訂正するときは、以上の処理を行った上で、訂正部分を赤色で囲み、注釈などを施すこと。

- ③ 社会科（地図）及び地理歴史科（地図）の場合は、訂正箇所のあるページに、訂正後の内容を赤色で正確に記入したトレーシングペーパーを貼る。ただし、写真、グラフ等の訂正については、②と同様の処理を行うこと。
- ④ 削除する場合は、その箇所に赤色で囲みなどを施し、「削除」と付記する。
- ⑤ 訂正箇所には、対応する別紙様式第16号別紙に記載の箇所番号を付記する。

#### 5. 別紙様式第17号別紙〈検定済図書の訂正届出書〉

- ① 「番号」の欄には、訂正箇所ごとに一連の箇所番号を記入する。
- ② 「訂正箇所」の欄には、訂正を行う箇所のページ数字及び行数字を記入する。
- ③ 原文と訂正文を対照して訂正内容が容易に判別できるよう、原文及び訂正文の訂正部分に下線を施すなどする。
- ④ 原文は、検定済図書の当該箇所をコピーしたもので差し支えない。
- ⑤ 図、写真等の訂正については、「訂正文」の欄に本刷り若しくはこれに準ずるもの又はこれらのコピー（別紙様式第17号別紙に直接印刷したものを含む。）を添付する。
- ⑥ 規則第14条第3項の統計資料の更新について、次年度供給本から更新しようとするときは、その旨を「訂正理由」の欄に括弧書きで記入する。
- ⑦ 原文と訂正文を一葉で示すことが難しい場合は、原文と訂正文を別葉にすること又は更に別紙を添付することも差し支えない。この場合の別紙の判型は、日本産業規格A列4番又はA列3番とし、図書の記号・番号を右上に付すこと。

#### 6. 別紙様式第18号別紙〈ウェブサイトのアドレスが参照させる内容の変更報告書〉

## 検定規則実施細則について

- ① 「番号」の欄には、変更箇所ごとに一連の箇所番号を記入する。
- ② 「変更箇所」の欄には、変更を行う参照させる内容の二次元コード等を記載した箇所のページ数字及び行数字を記入する。
- ③ 原文と変更文を対照して変更内容が容易に判別できるよう、原文及び変更文の変更部分に下線を施すなどする。
- ④ 原文は、検定済図書の該当箇所のコピー又は一次遷移画面<sup>※1</sup>（又は二次遷移画面<sup>※2</sup>）の当該箇所をコピーしたもので差し支えない。
- ⑤ 「変更理由」の欄には、変更が必要となった事由について簡潔に記載する。
- ⑥ 原文と変更文を一葉で示すことが難しい場合は、原文と変更文を別葉にすること又は更に別紙を添付することも差し支えない。この場合の別紙の判型は、日本産業規格A列4番又はA列3番とし、図書の記号・番号を右上に付すこと。
- ⑦ 動画の場合は、内容を象徴する画面部分を抜き出すこと。

※1 教科書に掲載されたアドレス等が最初に参照させる画面（発行者が管理するもの）

※2 一次遷移画面にリンクが貼られている、発行者が学習上の参考に供するために参照させるウェブサイトの画面

(別添2)

## 検定における申請書等の電磁的記録の取扱いについて (取扱要領)

以下1.～8.に示す手続きを行う場合、書面による提出に代えて電磁的記録による提出ができることとする。

なお、本取扱要領における期日については以下のとおり取り扱うこととする。

※年末・年始の期間(12月29日～1月3日)が含まれるときは、その日数を加算する。

※提出期限が行政機関の休日(土曜日、日曜日、祝日)に当たる場合は、休日の翌日を期限とみなす。

1. 検定申請書の提出について(教科用図書検定規則実施細則(平成元年10月17日文部大臣裁定。以下「細則」という。)第1の1関係)

(1) 対象となる書類:細則別紙様式第1号の「検定審査申請書」、別紙様式第2号の「著作編修関係者名簿」、別紙様式第3号の「申請図書等公開同意書」及び別紙様式第4号の「誓約書」

(2) 対象となる書類の提出期限:申請図書の到着日まで

2. 申請図書の提出について(細則第1の2関係)

(1) 対象となる書類

対象となる書類①:申請図書の「表紙」及び別紙様式第6号の「表紙等提出届」

※ただし、「申請図書」と「表紙」の本刷りについては対象としない。

対象となる書類②:細則別記の「①編修趣意書」、「②学年別使用漢字一覧表」、「③常用漢字以外の使用漢字一覧表」、「④音訓一覧表」、「⑤出典一覧表」、「⑥用語・記号リスト」、「⑦生物重要用語リスト」、「⑧発音記号の表記に関する方針」、「⑨外国語(英語)

語彙リスト」, 「⑩外国語（英語）スクリプト」, 「⑫解答一覧表」, 「⑬コンピュータプログラム等関連ファイル」, 「⑭ウェブサイトのアドレス等の掲載箇所一覧表」及び「⑮ウェブサイトのアドレス等の掲載箇所一覧表（外国語（英語）音声に係るもの）」

※「①編修趣意書」については、別紙様式第5－1号から第5－3号までを1つのファイルにまとめること。また、1つのファイル当たりの容量は4MB以下とすること。

対象となる書類③：別記の「⑪外国語（英語）音声」

※音声のファイル形式はMP3形式とする。

※受理番号, 学校種, 教科, 種目, 学年, 各音声のファイル名及び当該音声の申請図書における該当ページ, 再生時間等を記載した資料（以下, 「補足資料」という。）を作成すること。

対象となる書類④：別紙様式第7号の「申請図書の書名変更届」

(2) 対象となる書類の提出期限・時期

対象となる書類①：申請図書を提出した日の翌日から起算して84日以内（細則第1の2(2)①イ）

対象となる書類②：申請図書の到着日まで

対象となる書類③：申請図書を提出した日の翌日から起算して35日以内

対象となる書類④：検定の申請から決定までの間に申請図書の名称の変更を行おうとするとき

3. 不合格理由の事前通知及び反論の聴取について（細則第2の3関係）

(1) 対象となる書類：別紙様式第10号の「不合格理由に対する反論書」, 別紙①及び別紙②

- (2) 対象となる書類の提出期限：検定審査不合格の事前通知のあった日の翌日から起算して20日以内（教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号。以下「規則」という。）第8条第2項）

4. 検定意見に対する意見の申立てについて（細則第2の4関係）

- (1) 対象となる書類：別紙様式第12号の「検定意見に対する意見申立書」及び別紙
- (2) 対象となる書類の提出期限：検定意見の通知のあった日の翌日から起算して20日以内（規則第9条）

5. 申請図書の修正について（細則第2の5関係）

- (1) 対象となる書類
- 対象となる書類①：別紙様式第14号の「修正表提出届」及び別紙の「修正表」
- ※ただし、「修正表」正1部については対象としない。

対象となる書類②：別記の「⑪外国語（英語）音声」

- (2) 対象となる書類の提出期限
- 対象となる書類①：検定意見の通知のあった日の翌日から起算して35日以内（細則第2の5(1)の①）
- 対象となる書類②：修正表を提出した日の翌日から起算して42日以内
- ※検定基準〔外国語科〕1(4)の検定意見に従った修正として、外国語（英語）音声の変更により対応を行う場合。

6. 検定済図書の訂正等について（細則第3関係）

- (1) 対象となる書類
- 対象となる書類①：別紙様式第16号の「検定済図書の訂正申請書」及び別紙

## 検定規則実施細則について

※ただし、「訂正本」については対象としない。

対象となる書類②：別紙様式第17号の「検定済図書の訂正届出書」及び別紙

対象となる書類③：別紙様式第18号の「ウェブサイトのアドレス等が参照させる内容の変更報告書」及び別紙

### (2) 対象となる書類の提出時期

基本的に随時とする。ただし、規則第14条第2項については、細則第3(1)に規定する日以降とする。

## 7. 見本の提出について（細則第4関係）

### (1) 対象となる書類：別紙の「①編修趣意書」

※ただし、別紙様式第19号の「見本提出届」、「見本」は対象としない。

※「①編修趣意書」については、別紙様式第5-1号から第5-3号までを1つのファイルにまとめ、1ファイル当たりの容量は4MB以下とすること。

※提出された編修趣意書のウェブサイト掲載については、本取扱要領に添付の【別紙】を参照すること。

### (2) 対象となる書類の提出期限：検定決定通知日の翌日から起算して10日以内

## 8. 検定済図書の著作者の氏名等についての変更の届出（細則第6関係）

### (1) 対象となる書類：別紙様式第20号の「奥付記載事項変更届」

### (2) 対象となる書類の提出時期：規則第19条第2項の記載に変更を行うとするととき

## 9. 提出方法

検定における申請書等の電磁的記録の提出は、以下のいずれかによること。

### (1) 検定申請用アドレスへの電子メールによる提出

検定申請用アドレス：kentei@mext.go.jp

※提出された資料の連絡調整は、当該教科・種目の検定を担当する係（検定調査第一係，検定調査第二係，検定調査第三係，教科書情報係）が行う。

- (2) 電磁的記録媒体（以下、「記録媒体」という。）による提出  
記録媒体は、日本産業規格X 0606形式又はX 0610形式に適合する120mm光ディスクとする。

※CD-R，DVD-Rなど

#### 10. 提出部数

全て1部とする。

#### 11. 留意事項

- 提出に当たって、1つの電子メール又は記録媒体には、1件の申請に係る電磁的記録とすること。
- 書類のファイル形式は、特段の指定がない限りPDF形式とすること。
- ウィルス・チェックを必ず実施すること。
- セキュリティロック，コピーガードはかけないこと。

【別紙】

## 編修趣意書のウェブサイト掲載について

### 1. ウェブサイト掲載の目的

教科書の編集の趣旨や基本方針などについて、広く国民や学校教育の関係者などに公開し、内容についての理解を促進する観点から、編修趣意書を文部科学省ホームページに掲載する。

これにより、採択関係者において十分な調査・研究に基づく適正な教科書採択が行われることに資するとともに、教科書発行者に公正な宣伝の機会を与え、発行者個々の宣伝行為自粛を徹底する。

### 2. ウェブサイト掲載の流れ

<p>①編修趣意書の更新、校正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検定申請時に提出した編修趣意書を、取扱要領に従い更新</li> <li>その後、原稿をPDFに変換し、文字化けがないか等を確認</li> </ul> <p>※提出したPDFファイルが最終的に掲載するファイルとなるため、留意すること。</p>	<p>発行者</p>
<p>②編修趣意書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>編修趣意書のPDFファイルを電子メールにて文部科学省へ提出</li> </ul>	<p>発行者 (検定決定通知日の翌日から起算して10日以内)</p>
<p>③ウェブサイトの公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>編修趣意書をウェブサイトにて公開</li> </ul>	<p>文部科学省 (5月上旬目途)</p>

### 3. 留意事項

- 編修趣意書の作成者は各発行者であることから、検定決定された内容と齟齬がないか、誤字・脱字等の記述の誤りがないか等の校正は、各発行者の責任において行うこと。
- 教科書の内容と異なる記述、教科書の内容に関係のない記述、過当な宣伝となるおそれのある記述、他の発行者の教科書の内容を誹謗・中

傷する記述等、編修趣意書のウェブサイト掲載の目的を逸脱する記述がある場合には、掲載を取りやめることがあること。

#### 4. その他

教科書発行者に公正な宣伝の機会を与えることを鑑み、平成25年度以前に検定された教科書を発行する発行者のうち、平成29年度以降の検定で合格した図書と同種目の図書（学習指導要領（平成21年3月）に基づいて編集された図書に限る。）の発行者は、平成29年8月に改正された様式による編修趣意書のウェブサイトへの掲載を希望することができる。なお、編修趣意書の作成・掲載を希望しない場合は、従来の編集趣意書の掲載も可能とする。